

郵送は
必着!!

令和8年度

住まいの防犯対策物品

の購入・設置費用の一部を補助します

購入・設置費用の2分の1

2万円

1世帯当たり上限

補助対象者

市内在住の方

※申請は1世帯につき1回のみ

※令和6・7年度に補助金の交付を受けた方は対象外



補助対象

令和8年4月1日以降に購入し

現にお住まいになっている市内の住宅に設置した
防犯対策物品

例) 防犯カメラ、録画機能付きドアホン、センサーライト、防犯ガラス等



申請方法等の事業詳細は市ホームページで確認を
検索又は右のコード ▶

船橋市 防犯対策物品 補助

検索



船橋市 市民安全推進課 住まいの防犯対策物品担当

受付時間：平日9：00～17：00 ☎047-401-8589（専用ダイヤル）

● 申請方法

オンラインでの申請：市ホームページからアクセス（表面参照）

窓口での申請：船橋市役所別館2階 住まいの防犯対策物品専用窓口にお越しください。

※窓口での申請の場合は、必ず認印をご持参ください。

郵送での申請：〒273-8501 船橋市市民安全推進課住まいの防犯対策物品担当 宛に郵送

● 必要書類

□ 申請書 ※オンラインでの申請の場合は不要

窓口や郵送での申請の場合は、申請書に押印が必要です。

訂正箇所は二重線を引き申請印と同じものを押印してください。

申請書は、4月1日以降に受付窓口や出張所・連絡所・船橋駅前総合窓口センターで配布します。

市ホームページからダウンロードして印刷することもできます。

□ 添付書類（写しで可）

① 本人確認書類（有効期限内）※市内在住者に限る ※窓口は提示でも可

補助金申請者の(1)氏名、(2)住所、(3)生年月日が確認できる、公的機関が発行したもの

例：マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）

② 補助金申請者名義の振込先口座確認書類

(1)金融機関名、(2)支店名（支店番号）、(3)口座番号、(4)口座名義（カタカナ）が確認できるもの

例：通帳（見開きページに記載があります）、キャッシュカード、Web通帳のスクリーンショット

③ 購入日、購入金額及び物品名がわかるもの

例：領収書、レシート、注文詳細のスクリーンショット（インターネット購入の場合）

④ 防犯対策物品を設置したことが確認できる写真

例：物品設置後の写真をプリントアウトしたもの

受付窓口

船橋市役所 別館2階

平日（土日祝・年末年始を除く）午前9時から午後5時

